

熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数 28名（地区名、区域、人数については、別表のとおり）

2 任用期間 委嘱する日から令和9年8月31日まで

3 身分 熊谷市の特別職非常勤職員

4 職務内容

（1）担当地区の農地等の利用の最適化の推進のための活動

ア 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動

イ 遊休農地の発生防止・解消

ウ 新規就農者、企業参入等の支援

（2）農地法等関連法令に関する審議（議決権はありません。）

ア 農地利用最適化推進に係る指針の策定等に関し意見を述べること

イ 農地法等に基づく農地貸借・売買・転用の許可に関する審議を実施する総会
に出席し意見を述べること、またそれに伴う現地確認、農地パトロール

（3）その他、地域の農業等に関する相談業務・地域計画のための話し合いの支援等

5 委員報酬

月額45,000円＋年額報酬

（月額報酬以外に農地利用最適化交付金の範囲内で市長が定める額を年額報酬として支給、
但し支給金額は委員の活動実績や成果実績により決まるため一律ではありません。）

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

市内在住で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（3）本市の一般職職員（会計年度任用職員を除く。）

（4）暴力団員又は暴力団関係者

7 推薦及び応募方法

推薦及び応募の方法は、個人又は団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りあります。推薦・応募書類に必要事項を記入のうえ、熊谷市農業委員会事務局へ持参してください。また、推薦・応募に係る書類は返却しません。

応募理由、推薦理由の中に本人の意気込みとして、地域の問題やその解決方法についてどのように考えるかを必ず盛り込んでください。

- ・ 個人又は団体等からの推薦の場合
 - 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）
 ・ ・ ・ ・ 様式第1号（第5条関係）
 - 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（法人・団体用）
 ・ ・ ・ ・ 様式第2号（第5条関係）
 - ・ 自ら応募する場合
 - 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員応募申込書 ・ ・ 様式第3号（第5条関係）
- ※添付書類 ・ 住民票（本籍の記載があり、かつ、個人番号が記載されていない、
 （共通） 3か月以内に発行されたもの）
 ・ 候補者経歴書

8 推薦及び応募書類の入手方法

農業委員会事務局窓口に備えるほか、各行政センターにおいても配布
 します。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。



[熊谷市ホームページ](#) > [各課のページ](#) > [農業委員会事務局](#) > [委員の募集](#)

（上のQRコードからもアクセスできます。↑）

9 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年3月8日（金）まで

午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）に持参してください。

提出先：農業委員会事務局（熊谷市弥藤吾2450 妻沼庁舎内）

※ 申込状況等によって、書類の提出期間を延長する場合があります。

この場合、受付期間最終日以降に市のホームページ等により公表します。

10 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募
 することはできますが、双方の委員を兼ねることはできません。

11 選考方法及び委嘱

熊谷市農業委員会役付委員会で、提出された書類をもとに選考を行います。

選考後、農業委員会の同意を得たのち、農業委員会が委嘱します。

12 選考結果の通知

選考結果は、令和6年6月末までに、候補者に文書で通知します。

13 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、市のホームページ等で、提出された推薦又は応募に係る書類に記
 載されている内容（住所及び電話番号を除く。）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

熊谷市役所 農業委員会事務局

〒360-0292

熊谷市弥藤吾2450（妻沼庁舎）

電話048-501-5501（直通）

別表（第2条関係）

地区名	区 域	定数
第1地区	本石一丁目、本石二丁目、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原、月見町一丁目、月見町二丁目、赤城町一丁目、赤城町二丁目、赤城町三丁目、伊勢町、見晴町、大麻生、小島、広瀬、川原明戸、武体、瀬南、三ヶ尻、新堀新田、拾六間、御稜威ヶ原、美土里町一丁目、美土里町二丁目、美土里町三丁目、玉井、久保島、新堀、高柳、玉井一丁目、玉井二丁目、玉井三丁目、玉井四丁目、玉井五丁目、玉井南一丁目、玉井南二丁目、玉井南三丁目、籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目	3人
第2地区	上奈良、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目及び別府五丁目	3人
第3地区	本町一丁目、本町二丁目、仲町、星川一丁目、星川二丁目、鎌倉町、弥生一丁目、弥生二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、箱田、箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目、箱田六丁目、箱田七丁目、榎町、宮本町、河原町一丁目、河原町二丁目、宮前町一丁目、宮前町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、肥塚、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、肥塚四丁目、上之、上川上、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、佐谷田、平戸、戸出、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目、久下、新川、太井、久下一丁目、久下二丁目、久下三丁目、久下四丁目、円光一丁目、円光二丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目及び中央五丁目、池上及び下川上	3人
第4地区	小曾根、上中条、今井、大塚、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、大原四丁目、柿沼、代、原島及び新島	3人
第5地区	万吉、村岡、楊井、平塚新田、成沢、三本、上新田、押切、樋春、御正新田、須賀広、野原、小江川、塩、板井、柴、千代、江南中央一丁目、江南中央二丁目及び江南中央三丁目	5人
第6地区	手島、上恩田、中恩田、下恩田、小泉、屈戸、津田新田、中曾根、吉所敷、沼黒、高本、津田、向谷、相上、玉作、箕輪、青山、小八林、船木台一丁目、船木台二丁目、船木台三丁目、船木台四丁目及び船木台五丁目	4人
第7地区	妻沼、弥藤吾、妻沼中央、妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目、妻沼東五丁目、妻沼西一丁目、妻沼西二丁目、永井太田、飯塚、市ノ坪、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、妻沼小島、男沼、出来島、妻沼台及び間々田	4人
第8地区	上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、大野、弁財、日向及び倭瀬	3人
合計		28人